

不登校の児童生徒を取り巻く私たちの役割

■「不登校」の定義(文部科学省)

何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるために年間 30 日以上欠席した者のうち病気や経済的な理由による者を除いたもの」

■不登校・不登校傾向の主な段階(状況は個々により異なります。子供の思いを聴くことが大切です。)

区 分		状 況		
A	学校	学級	行き渋り	行き渋るが、保護者や仲間の声かけなどにより登校する
B		学級	不登校傾向	欠席、遅刻等を繰り返しながら登校する
C		学級外	サポートルーム登校	学級以外の部屋に登校して学習等をする。
D	学校外	学級外	時間差登校	放課後等、誰にも会わない時間帯に登校して学習等をする
E	学校外	外出	学校外の施設に通所	「あすなろ」や民間施設を利用して学習する
F	学校外	自宅	自宅にひきこもりがち	ほとんど外出せず、自宅において学習プリント等や ICT を活用して学習する

■不登校支援の視点

- ・不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果だけを目指すものではありません。児童生徒が自分の進路を主体的に捉えて、社会的自立を目指すことが重要です。
- ・児童生徒にとっては、学校を休んでいる時期が、休養や自分を見つめ直す機会として積極的な意味をもつことがあります。

■「皆が笑顔で通える学校づくり」のために(新たな不登校を生みにくい未然防止の取組み)

- ・「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善
- ・学級活動や行事等における「仲間づくり」
- ・お互いを認め合い、一人一人が安心できる「居場所づくり」
- ・これまでの学校の「当たり前」を必要に応じて見直す
- ・児童生徒が SOS を出す力を身に付ける教育の促進



■不登校児童生徒を支援する「民間施設との連携」

- ・教育委員会、学校による施設訪問
- ・不登校児童生徒に関する交流会の開催
- ・[不登校児童生徒を支援する民間施設に関するガイドライン](#)【令和3年3月策定、令和5年 12 月更新】



●それぞれの役割

市

- ・不登校相談窓口(こども未来センターTEL0798-65-1881)
- ・居場所サポーターの派遣(学校のサポートルームへの派遣)
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置、派遣
- ・不登校に関する情報提供
- ・教育支援センター「あすなろ」の運営
- ・不登校児童生徒へのオンライン支援
- ・不登校支援に関する施策の検討 など



[不登校児童生徒への支援について](#)



[西宮市内の不登校児童生徒の支援先](#)



[教育支援センター「あすなろ」について](#)



[教育支援センター「あすなろ」一覧表](#)



[不登校児童生徒へのオンライン支援](#)



[義務教育段階の不登校児童生徒が自宅において学習活動を行った場合の指導要領上の出欠の取扱いに関するガイドライン](#)

学校

- ・いじめ等の問題行動に対しては毅然とした対応の徹底
- ・児童生徒が主体的に参加した校則等の見直しの推進
- ・快適で温かみのある学校としての環境整備
- ・家庭訪問等による教育相談
- ・学習プリント、ICT 機器活用等による学習支援
- ・サポートルーム登校、時間差登校における学習支援や教育相談
- ・進路や学習などの情報を具体的に提供
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携
- ・不登校対策チーム(教育相談部会等)における支援のあり方の検討、共有
- ・家庭との情報共有、連携
- ・「私たちに何ができるか」(教員用資料)の活用



家庭

- ・子供の心に寄り添い、十分時間をかけて話をよく聴く
- ※どのような話でも、否定したり、さえぎったりせず、最後まで話を聴く
- ・子どもの気持ちを尊重しながら社会的自立に向けた対応を考える
- ※不登校の理由をあれこれ問い詰め解決を急ぎすぎないように注意する
- ・子供の変化を学校と共有し、手立てを共に考える
- ※子どもへの関わり方が家庭と学校でずれないようにする
- ・必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関と連携する など



地域

- ・地域行事への小・中学生の参加の呼びかけ
- ・日頃からの地域の子供たちへの声かけ
- ・トライやるウィークを通じた活動の見守り
- ・民生委員・児童委員による家庭への関わり
- ・地域学校協働本部による関わり、支援 など



スクールカウンセラー(SC)…「心の専門家」。全中学校・義務教育学校・13 小学校に県教委が配置。 県配置がない各校には市教委が SC5名を派遣。
 スクールソーシャルワーカー(SSW)…「福祉の専門家」。市が全中学校区に配置。
 ※相談の申込は、学校から配布されるお知らせをご覧ください

